

北上市地域部活動制度試行運用基準

令和5年12月26日制定

令和7年6月2日一部改正

北上市教育委員会教育長

1 目的

この北上市地域部活動制度試行運用基準（以下「基準」という。）は、生徒にとって望ましい地域部活動の環境を構築し、持続可能な地域部活動の実現に向けた体制を整備することを目的に実施する北上市地域部活動制度の試行にあたり、必要な事項を定める。

2 活動日

地域部活動の実施日は、土曜日もしくは日曜日のいずれか1日及び休日とする。

3 活動形態

地域部活動及びそれに関連する学校の部活動の形態は、次のとおりとする。

- (1) 北上市立学校条例（平成3年条例第70号）第3条に規定する中学校（以下「学校」という。）に在籍する生徒（以下「生徒」という。）は、地域部活動制度を利用し、地域部活動を実施する団体（以下「運営団体等」という。）が行う地域部活動に参加することができる。
- (2) 地域部活動に参加する生徒（以下「参加生徒」という。）は、本基準2に定める活動日（以下「活動日」という。）は、地域部活動に参加するものとする。また、平日は所属する中学校（以下「所属学校」という。）で部活動を行う。
- (3) 生徒は、所属学校の部活動（以下「学校部活動」という。）と異なる活動種目の地域部活動に参加することができる。ただし、活動日に部活動がある場合は、どちらかに参加することとする。

4 活動場所

地域部活動の活動場所は、本基準6で規定する地域部活動運営団体等登録申請書に記載のあった施設または教育委員会が認める施設とする。

5 運営団体等及び所属学校の役割

運営団体等及び所属学校の役割は次のとおりとする。

- (1) 運営団体等は、活動日において、実技、安全な地域部活動のための知識及び技能の指導を通じた地域部活動を運営する。
- (2) 運営団体等の指導者は、教育の一環として行う地域部活動にふさわしい人格と意識をもっている者であって、地域部活動の実技等において専門的指導ができる

18歳以上の者（高等学校その他これに準ずる学校に在籍する者を除く。）とする。

- (3) 運営団体等は、本試行により知り得た参加生徒等の個人情報に関しては、本試行終了後も含め、漏らしてはならない。
- (4) 所属学校は、地域部活動を行う活動種目の活動日に同じ活動種目の部活動は、原則行わない。
- (5) 所属学校は、地域部活動の運営には、原則関わらない。
- (6) 参加生徒の所属学校は、運営団体等との地域部活動に関する連絡等を担当する地域部活動担当者を置く。

6 運営団体等の種別

運営団体等の種別は次のとおりとし、運営団体等に登録しようとする者は、本基準7における登録の際にいずれかを選択することとする。

- (1) 北上市内に所在地を置くスポーツ及び文化芸術団体等で、地域部活動の参加生徒を広く募集する団体
- (2) 学校部活動の父母会、保護者会及びスポーツ少年団を基礎とする団体で、地域部活動を学校部活動の生徒のみで行う団体

7 運営団体等の登録

運営団体等は、地域部活動運営団体等登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に届け出し、登録しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員及び指導者等の名簿
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

8 事故・けが等への対応

地域部活動中の事故、けが等への対応は、次のとおりとする。

- (1) 運営団体等は、活動場所における地域部活動中の事故、けが等に係る対応等に対しすべての責を負う。
- (2) 運営団体等は、参加生徒のけが等の救護や所属学校及び保護者等関係者への連絡などを行う。ただし、緊急の際など必要に応じて所属学校と連携して行う。
- (3) 地域部活動中の事故、けが等に係る対応等の方法に関しては、運営団体等と所属学校が協議して定める。

9 生徒指導等トラブルへの対応

地域部活動中の参加生徒への指導等に関するトラブルや苦情への対応は次のとおりとする。

- (1) 運営団体等は、活動場所における地域部活動中の生徒指導等トラブルや苦情に関する対応等全ての責を負う。
- (2) トラブルの当事者である参加生徒及びその保護者への指導や改善に向けた取り組みは、運営団体等と所属学校が連携して行う。

10 地域部活動への教職員の関わり

教職員と地域部活動との関りは次のとおりとする。

- (1) 教職員は、指導者として地域部活動に参加する場合は、事前に兼職兼業の許可を教育委員会に申請しなければならない。
- (2) 前号の地域部活動への参加は、個人としての参加とし、学校部活動における特殊勤務手当は支給しないものとする。

11 地域部活動への教育委員会の関わり

教育委員会と地域部活動との関りは次のとおりとする。

- (1) 教育委員会は、スポーツ協会等関係団体と連携し、運営団体等への地域部活動に関する指導者研修等を行う。
- (2) 教育委員会は、地域部活動の運営費用を運営団体等に支払う。
- (3) 教育委員会は、参加生徒を対象とした傷害保険の加入等必要な手続きを行う。ただし、本基準6(2)の団体については、傷害保険の加入等を行わない。

12 運営費用

前項第2号の運営費用の内訳は次のとおりとする。

- (1) 部活動指導員の規程に準じた指導者への謝金相当額
- (2) 用具等地域部活動運営に必要な経費（運営団体等が負担すべき分に限る。）

13 運営費用以外に要する費用

参加生徒の移動にかかる費用は、保護者の負担とする。

14 「部活動の在り方に関する方針」との関わり

地域部活動は、参加生徒の健全育成のため、「北上市部活動の在り方に関する方針（令和2年4月北上市教育委員会改定版策定）」を踏まえ、土曜日、日曜日のうち1日は休養日とし、活動日の活動時間は1日3時間までとする。